修正箇所は赤字です

様式第○号

適正な労働環境の確保に向けた取組に係る誓約書（案）

年　　月　　日

熊本市長　様

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

熊本市公契約条例（仮称）第８条の規定により、次のとおり誓約いたします。なお、契約の履行に当たっては、労働基準法その他の関係法令及び同条例を遵守します。

〔労働条件〕

☐　１　賃金、労働時間その他の労働条件を各労働者に書面で明示している。
☐　２　常時使用する労働者が１０人以上の場合にあっては、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示する等、法令に従った方法で労働者に周知している。
☐　３　法定労働時間（１日につき８時間以内かつ１週につき４０時間以内）を超えて労働時間の延長又は休日労働を行わせる場合にあっては、時間外又は休日労働に係る協定（３６協定）を所轄の労働基準監督署長に届け出ている。
☐　４　法定の年次有給休暇を付与している。
☐　５　労働者名簿及び賃金台帳を整備するとともに、健康管理の観点から、労働者の労働時間の状況を客観的に把握している。

〔安全衛生〕

☐　６　事業場ごとに次の者を選任している。
（１）　常時使用する労働者が５０人以上の場合　安全管理者（労働安全衛生法施行令第３条に掲げる業種に限る。）、衛生管理者及び産業医
（２）　常時使用する労働者が１０人以上５０人未満の場合　安全衛生推進者又は衛生推進者
☐　７　機械等による負傷、粉じん等に起因する疾病等の労働災害を防止する措置を講じている。
☐　８　次のいずれかに該当するときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っている。
（１）　雇入れをしたとき。
（２）　作業内容の変更をしたとき。

□　９　雇い入れるとき及びその後１年以内ごとに１回の頻度で、労働者の健康診断を行っている。

□　１０　１年以内ごとに１回、定期に心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行っている。

〔賃金〕

□　１１　賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月１回以上、一定の期日に支払っている（口座振込を含む。）。

□　１２　時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令に従って支払っている。

□　１３　熊本県における地域別最低賃金額以上の賃金を支払っている。

〔下請負者等が締結する契約の適正化〕

□　１４　下請負者等と契約を締結する場合は、事業者等は、両者が対等な立場にあることを認識し、下請代金支払遅延等防止法（昭和３１年法律第１２０号）その他両者の関係を規律する法令を遵守し、当該契約の内容を適正なものとするよう努めている。

〔取組事例〕

□　１５　労働環境の改善のために行っている取組

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

【記載上の注意点】

※本誓約書は、全ての事業者が提出すること。

※該当する全ての項目にチェック（☑）を入れること（２、３、６、10、14、15にて注釈の記載に該当しチェックが不要な事業者を除き、チェックが入っていない項目がある場合は、競争入札（見積）参加資格者名簿に登録することはできないため注意。）。

※２は、常時使用する労働者が10人未満の場合は、チェック不要。

※３は、労働時間の延長又は休日労働を行わない場合は、チェック不要。

※６は、常時使用する労働者が10人未満の場合は、チェック不要。

※10は、常時使用する労働者が50人未満で検査を行っていない場合は、チェック不要。

※14は、下請負者等と契約を締結したことがない場合は、チェック不要。

※15は、該当する取組があれば、具体的に記入すること。